

告示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
古文書	北爪文書 五点	埼玉県大里郡寄居町 大字鉢形二千四百九 十六番地二	寄居町 (鉢形城 歴史館)